

## 第83回 統計委員会 議事録

1 日時 平成27年 1月29日（木） 9:57～10:28

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

## 【委員】

西村委員長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

## 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第73号の答申「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」
- (2) 諮問第76号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (3) その他

5 議事録

○西村委員長 若干時間は早いですけれども、皆さん、お集まりですので、これから始めたいと思います。

ただ今から第83回統計委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に確認をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 おはようございます。

本日は、統計委員会があつて、その後、基本計画部会があるのですが、その資料を全て

お配りしてあります。

封筒ごとに入れていまして、まず、左下に小さく内閣府と書いてあるものが統計委員会の資料です。

それから、下全体に半分ぐらいに内閣府と枠で囲んである封筒が基本計画部会の資料です。

あともう一つ無地がありますが、最後に委員の皆様にご事務連絡をさせていただきますので、その資料になります。

では、まず、統計委員会の資料ですけれども、本日は答申が2件あります。

まず、資料1で「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」の答申（案）を御審議いただきます。

次に、資料2で、「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の答申（案）を御審議いただきます。

私からは以上です。

○西村委員長　ここで、お知らせがあります。

平成26年12月31日をもって、中島委員長代理が一身上の都合から、統計委員会委員を辞任されました。

中島委員長代理におかれましては、私と同じ時期に統計委員会委員に就任されて委員長代理として御尽力をいただきました。非常に残念であります。

統計法第49条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する」と規定されておりますので、ここで委員長代理の指名を行わせていただきたいと思っております。

北村委員にお願いしたいと思っております。

北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員　慎んでお受けいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員長　よろしくお願ひいたします。

なお、中島先生が部会長を務められておりました国民経済計算部会の審議については、答申（案）の取りまとめまであとわずかの状況と聞いておりますので、部会長代理の中村委員に部会の取りまとめをお願いできればと思っております。

よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に移ります。

人口・社会統計部会において審議されています諮問第73号「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更」につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明お願ひいたします。

○白波瀬委員　よろしくお願ひいたします。

諮問第73号「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更」については、昨年10月20日に開催されました統計委員会において、総務大臣から諮問され、人口・社会統計部

会に付託された後、本年1月9日までの間に計3回の審議を行い、答申（案）を取りまとめるに至りましたので、御報告いたします。

資料としては、お手元の資料1が答申（案）で、これに資料1の参考資料1として、第59回及び第60回の人口・社会統計部会議事概要、また、資料1の参考資料2として、諮問した際の資料をそれぞれ添付しております。

それでは、答申（案）について御報告いたします。

まず、この答申（案）の構成についてです。

今回の諮問は、調査計画の変更と指定の変更（名称の変更）の2つに分かれておりますので、答申（案）においては、1ページからの「Ⅰ 本調査計画の変更」と18ページの「Ⅱ 社会教育調査（基本統計）指定の変更（名称の変更）」の2つから構成されています。

最初に「Ⅰ 本調査計画の変更」についてです。

まず、「1 承認の適否」についてですが、文部科学省から申請のあった社会教育調査の変更について部会としては承認しても差し支えないと判断いたしました。

ただし、後ほど説明いたしますが、部会での審議結果を踏まえ、一部計画の修正を必要としております。

次に、「2 理由等」ですが、1ページからの「（1）調査対象の範囲の変更等」、2ページからの「（2）報告を求める事項の変更」、15ページからの「（3）東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除」、「（4）集計事項の変更等」、「（5）統計委員会答申における『今後の課題』及び『公的統計の整備に関する基本的な計画』における指摘への対応状況」の以上5項目を設けて、適宜、内容や適否の判断、判断理由を記載しております。

それでは、時間も限られておりますので、本答申（案）のうち、部会審議の結果、修正の必要性を指摘したところなどを中心に報告いたします。

まずは、6ページ下段の「（オ）指導者研修」についてです。

ここでは、社会教育の指導者を対象として実施した研修の実施件数及び参加者数に係る調査事項について、現行では「行政職員対象」、「施設職員対象」及び「有志指導者対象」の区分ごとに当該実施件数等を把握していますが、これらの3区分の削除を計画しております。

これらの研修は、3区分の職員等を対象に一括した形で実施され、当該区分ごとの正確な実施件数等の報告を受けることが困難な場合があるため、当該区分の削除を行うこととしているものです。

しかしながら、①これらの研修のうち「行政職員対象」及び「施設職員対象」は公務員を対象としている一方、「有志指導者対象」は民間人を対象としており、両者は研修の性格が異なるものであること、②行政職員や施設職員を対象とした研修は、社会教育法に基づくものであり、その実施状況は行政が実施する社会教育活動の質の確保に関わる重要な

データであることから、3区分を削除せず、引き続き3区分別に実施件数等を把握する必要があると指摘しております。

次に、8ページ下段の「(ウ) 職員に対する研修の実施の有無」についてです。

ここでは、職員に対する研修の実施に係る調査事項について、研修の実施先に関する選択肢として「民間」を追加することを計画しております。

これについては、前回調査結果において研修の実施先に関する選択肢のうち「その他」が選択されたケースの中には、民間が主催する研修に派遣される例が多いと考えられることから、追加することとしているものです。

これについては、おおむね適当と判断しておりますが「民間」の中には、社会教育の関係団体も多く含まれると考えられることから、追加する選択肢を「民間（企業等）」に修正するとともに、更に新たな選択肢として「社会教育に係る団体」を設ける必要があると指摘しております。

次に、10ページ下段の「(カ) ボランティアに対する研修の有無」についてです。

ここでは、調査対象施設に登録しているボランティアに対する研修の実施状況に係る調査事項について「実施回数」を把握する項目の削除を計画しております。

これについては、過去の本調査の結果において、時系列に大きな変化がみられず、一定の傾向が把握されたとして削除することとしているものです。

しかしながら、ボランティアに対する研修の「実施回数」は、社会教育施設の利用状況等を示す有用なデータであり、また、公的な社会教育施設によるボランティアに対する研修の実績は、国際的にみても貴重なデータであることから、削除せずに、引き続き把握する必要があると指摘しております。

次の11ページ上段の「(キ) 託児サービスを実施した諸集会」についても、過去の本調査の結果において一定の傾向が把握されたとして、託児サービスを実施した諸集会の把握を取り止め、実施した諸集会の有無のみを把握するよう改める計画です。

しかしながら、託児サービスを実施した諸集会の件数は、女性の積極的な社会進出や社会活動を支援する面から有用なデータであることから削除せず、引き続き把握する必要があると指摘しております。

次に、12ページ中ほどの「ウ 図書館調査票」の「資料の状況」についてです。

②の部分の後段の部分ですが、「利用可能な電子書籍の冊数」を把握するための項目の追加を計画しております。

これについては、近年の情報通信技術の進展により、電子書籍の出版が増え、その貸出し等に取り組む図書館も増加してきていることによるものであり、これにより得られるデータは、図書館における電子書籍の整備への支援方策に関する今後の検討に資するものと認められることから、おおむね適当と判断しております。

ただし、近年、電子書籍と同様、商用データベースについても取り扱う図書館が増加してきていることから、その種類数についても調査項目として追加する必要があると指摘し

ております。

なお、部会審議におきまして、委員の方から、今後、電子書籍の普及状況等については、急速に変化していくことが予想されるため、本調査においてもこれに柔軟に対応していく必要があること、また、その把握方法等に関しては、外部有識者など専門家による検討が加えられるべきであるとの意見がありましたので、御紹介しておきます。

次に、15ページ下段の平成20年の前回調査に係る統計委員会答申における「今後の課題」及び第Ⅱ期基本計画の指摘への対応状況についてです。

指摘としては、アからウとして掲載しているとおおり「ア 社会教育分野における関係主体ごとの収入・費用構造の把握」、「イ 社会教育施設の利用者側の状況の把握」、「ウ 学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等」の3事項が指摘されているところです。

これら3事項に関する文部科学省の検討状況の概要については、別添として19ページにまとめております。

この検討結果に関する評価については、16ページから17ページにかけて記載してあるとおおりです。

まず「ア 関係主体ごとの収入・費用構造の把握」についてです。

平成21年以降、外部有識者で構成する検討会を設置し、そこでの所要の検討を行った結果に基づき、総務省（統計局）に対し、平成24年2月に実施予定の経済センサス試験調査へ公の社会教育施設に関する調査事項として経費項目の追加を要請したことは、前回答申等の指摘への対応として一定程度評価できるとしております。

また、平成27年度調査において、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握をしないことについて、現時点では多くの地方公共団体において本格的な複式簿記が導入されていないため、施設単位での収入・費用構造の分析が困難であることを踏まえると、やむを得ないものと判断しております。

次に、16ページ下段の「イ 社会教育施設の利用者側の状況の把握」についてです。

外部有識者で構成する検討会において、本指摘事項への対応策について検討を行い、その結果に基づき、本調査とは別に、新たに施設利用者を含む一般国民を対象とした「国民の学びに関する意識調査」の実施計画案を試作し、当該意識調査の中で施設利用者の属性等を把握することを計画したこと等は、前回答申等の指摘への対応として一定程度評価できるとしています。

しかしながら、①内閣府の「生涯学習に関する世論調査」に社会教育施設の利用者に係る調査事項の追加を要望することについては、当該世論調査は不定期の実施であり、かつ調査項目の十分な追加が可能か否かが明らかではないこと、②今後、本調査について、社会教育施設等に対するアンケート調査により、新たに社会教育施設の利用者側の状況として把握することを検討する調査事項は、学級・講座の受講者の年齢のみであることから、今後の方針については必ずしも十分なものとなっていないとしております。

それから、17ページ上段の「ウ 学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等」についてです。

外部有識者で構成する検討会において、本指摘事項への対応策について検討を行い、その結果に基づき、現行分類を組替え集計することにより、国際比較が可能となる分類案を作成したことは、前回答申等の指摘への対応として一定程度評価できるとしております。

また、平成27年度の本調査では、東日本大震災の前後の状況の比較の観点から、現行分類を使用することとされており、本調査のユーザーの利便性の確保の観点からやむを得ないものと判断しております。

次に、17ページから18ページにかけて記載している「3 今後の課題」についてです。

今後の課題については、先ほど御説明した前回答申等で指摘された3事項について、その後の文部科学省の対応状況等を踏まえ、再度指摘しているものです。

まず、1点目は「(1) 関係主体ごとの収入・費用構造の把握について」です。

社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握、分析は、効率性の観点から施設運営の状況の評価し、その改善を図る上で極めて重要であると考えられます。しかし、こうした把握分析については、現時点では、先ほど御説明したとおり、財務書類上の制約から困難な状況です。

ただし、平成27年1月、総務省（自治財政局）は、全ての地方公共団体に対して原則として、平成27年度から29年度までの3年間で本格的な複式簿記の導入等を前提とした統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請しており、この取組が進展すれば、社会教育施設単位での収入・費用構造の把握・分析が可能でデータが整備される見込みとなっております。

このため、文部科学省は、平成33年度調査において、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握を目指すことが必要と指摘しております。

次に、2点目は「(2) 社会教育施設の利用者側の状況の把握について」です。

社会教育施設が提供する社会教育サービスを真に国民のニーズに沿ったものとするためには、施設の利用者についてその属性や利用状況の詳細を把握・分析することが有用と考えられます。しかし、社会教育調査により把握している利用者の状況に関する情報は、学級・講座の男女別、対象別（青少年、成人等）の受講者数程度であり、十分なものとなっております。

このため、文部科学省は、平成30年度調査に向けて、平成27年度に本調査における学級・講座の受講者の年齢の把握可能性を検討するために実施予定の社会教育施設を対象とするアンケート調査の中で、当該施設における施設利用者に関する情報の保有状況を把握し、その結果を踏まえて、本調査において施設利用者に関する情報のより詳細な把握を検討することが必要と指摘しております。

続いて、3点目は「(3) 学習内容の分類（小分類）の統廃合及び細分化について」です。

社会教育施設が実施する学級・講座における学習内容は、利用者ニーズに応じて変化していくため、それをできる限り多くのニーズに応じたものとするためには、学級・講座の実施件数を適切な区分により分類し、その結果を分析することが必要と考えられます。

しかしながら、平成27年度調査では、先ほど説明したとおり、東日本大震災の前後の状況の比較の観点から、現行分類を使用することとされています。

また、過去の調査結果において小分類別件数をみると「その他」に分類されるものが多い等の状況がみられるところです。このため、文部科学省は平成30年度調査から新たな分類を使用することとし、それに先立ち現行の分類における小分類について更なる統廃合や細分化を検討することが必要と指摘しております。

最後に、18ページ下段の「Ⅱ 社会教育調査（基本統計）の指定の変更（名称の変更）」についてです。

これにつきましては、基幹統計の名称について、統計法の考え方を踏まえ、基幹統計調査の名称と異なるものに変更することとし、新たな基幹統計の名称を「社会教育統計」とすることが適当としております。

答申（案）の御報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

非常に詳細な検討をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、特段の御意見がないようですので、答申（案）についてお諮りしたいと思います。

社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。

ありがとうございました。

また、人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

匿名データ部会において審議されています諮問第76号答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成」につきまして、匿名データ部会の北村部会長から御説明をお願いします。

○北村委員 それでは、諮問第76号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」匿名データ部会において都合2回審議をし、答申（案）を取りまとめましたので、御報告いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

資料2の答申（案）に沿って部会での議論を御説明いたしたいと思っております。

今回諮問されましたのは、国民生活基礎調査について平成10年と平成22年の調査に係るデータを匿名化するという内容でございます。

審議の結果、匿名性、有用性がおおむね担保されるということから適当と判断いたしましたが、2点修正が必要と指摘いたしました。

1点目は、資料1ページ目の(2)「イ 主な介護者」のデータの提供に関することです。

世帯票の「手助けや見守りを要する者の状況」における「主な介護者」の回答欄は全部で7つありまして、配偶者や子、子の配偶者などのほか「その他の親族」という区分があり、さらにホームヘルパーにお願いしている場合など「事業者」という区分に加えて「その他」があります。

平成22年の調査において、手助けや見守りを要する者がいる調査対象世帯は少なく、回答欄の回答も少ないため、当初の案では「その他親族」を「その他」に統合するという案が出ておりましたが、審議の結果、「その他親族」と「その他」を統合してしまうと、親族か否かの区別ができなくなり、有用性が低下する。分析上、家計内、家庭内での介護なのか、それとも公的なものなのかという区別ができなくなるということで、それは重要な識別なので、そこは分けて出してほしいという意見が1つありました。

また、統計上も「その他」となっておりまして、外観識別性が低いので、匿名性を確保するという上であえて統合する必要性は低いという意見もありまして、その結果、これらを統合するという案ではなく、調査票の区分で別々に提供するというをお願いいたしました。

2点目は、資料2の上段の「(3) 22年調査において新たに把握された項目」のうち世帯票の教育に関する項目です。

これは、答申(案)の資料の中に補足説明をつけましたので、それも御覧いただければと思います。1枚紙でついているものですが、次のページにあります。

この教育に関する質問は「在卒の状況」を「在学中」、「卒業」と「在学したことがない」の3区分で聞いており、さらに在学の学校の区分を「小学・中学」から「大学院」までの区分で聞いております。

この在卒の区分で「在学したことがない」に回答された方は、幅広い年齢区分で分布しておりますが、数的には少なく、匿名性の観点から単独で提供することはできないと考えております。

そのため、先ほど介護者のように別の区分に含める、統合するというリコーディングするというのですが、妥当と考えますが、どこに区分するかということで議論をいたしました。

当初の案では「不詳」に含めるということにしておりましたが、「不詳」では「該当なし」の扱いと同じということになり適当でないと議論が出まして、検討の結果「在学したことがない」は便宜上、「小学・中学以下」を卒業したとみなして、区分として「在学し



たことがない」の場合に、一番学歴の低い項目、あるいは、それより下のところに入っていた方がいいのかなという議論でありまして「在卒の状況」ではそれを「卒業」に含めることとし、学校の区分の「小学・中学」を「小学・中学以下」に変更して措置すべきという対応をとることにいたしました。

この措置では、実際に公表している表章区分と異なることから、利用者への周知を図る必要があるということも指摘しました。

以上、2点が答申（案）から変更指摘した点でございます。

前回答申における「今後の課題」への対応について御説明申し上げますと、最初に地域の付与についてですが、国民生活基礎調査匿名データに関しては、匿名性を確保するため地域情報を排除し、地域区分を全国のみとする匿名化措置を講じておりますが、地域情報は公衆衛生、疫学分野の研究において、世帯員情報と同様に有用性が高いことから、地域情報を付与し、世帯員単位でのリサンプリングの妥当性と可能性を検討するということが前回の答申で課題とされたところです。

諮問では、リサンプリング後の標本規模が小さいことからこれらを見送ることにいたしました。

これについては、この調査が標本対象数の少ない集落抽出、クラスターサンプリングであることを考慮すればやむを得ないと理解できますが、調査方法について依存しているという側面がありますので、今後調査方法が変更されるような場合には、引き続きこの地域情報の付与については課題として残しておいていただきたいという判断に至りました。

もう一つですが、次に所得票の内訳情報についてです。

所得票の内訳情報については、社会保障や所得格差などの研究において有用性が高いことから、内訳情報の提供を検討することが前回の答申で今後の課題とされたところですが、内訳情報についてもトップコーディング等の匿名化措置をして提供することを検討いたしました。が、総額と内訳情報との整合性がとれないこと。片一方の情報が出てしまうとほかのものが類推されるということもありまして、匿名性が十分に確保できないことが明らかになりました。

今回は、所得等は総額をトップコーディングして提供することとして、内訳情報の提供については、さらに匿名化手法の検討、研究を進めた上でチャレンジしていただくということで、今後の課題にいたしました。

したがって、資料3ページ目の「3 今後の課題」には、今申し上げました地域情報の付与と内訳情報の提供という項目を残しております。

答申（案）の説明は以上ですが、諮問資料に訂正がありましたので、事務局のほうからその内容について説明をお願いいたします。

○佐々木内閣府大臣官房統計委員会担当室企画官 事務局です。

諮問資料について厚生労働省から訂正の申し出がありましたので、説明いたします。

具体的には本日の答申資料の後ろにつけました参考1の答申のページ12を御覧いただき

たいと思います。

その12ページの中段、ゴシック体のブロックの下に「家計支出総額」の欄があります。その金額「単独世帯の55万から2人以上世帯の100万以上」、これが当初の諮問資料では、それぞれ「120万」「200万」と間違っただ数字になっておりました。本日お示したとおり、訂正してお詫び申し上げます。

なお、ホームページ上では差し替えというコメントをつけてファイルを訂正させていただきたいことを申し添えておきます。申し訳ございませんでした。

以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。

この諮問資料に訂正があったということですが、ここ数か月似たような訂正が散見されますので、今後は資料を十分に注意して作成していただくようお願いしたいと思います。

それでは、ただ今の御説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

非常に詳細な説明がありました。匿名化の措置のところはものすごく説明が難しいということなので、そんなに大きな分量ではありませんが、非常に重要なことですので、利用者への周知を図るといふところを是非きちんとやっていただきたいと思います。

特に、ほかに特段の御意見がございませんでしょうか。

なければ、それでは、答申（案）についてお諮りいたします。

国民生活基礎調査に係る匿名データの作成についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

**○西村委員長** それでは、資料2によって厚生労働大臣に対して答申いたします。

ありがとうございます。

また、匿名データ部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に、次回の日程について事務局から連絡をお願いします。

**○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長** 次回の委員会は、2月19日木曜日の14時から本日と同様にこの会議室で開催いたします。

詳細につきましては、別途御連絡いたします。

**○西村委員長** 以上をもちまして、第83回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございます。

**○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長** なお、この後、5分ほど空けて、この会議室で基本計画部会を開催いたします。

引き続き、御出席くださいますようお願いいたします。